

令和6年9月12日

柏市議会議長 円谷 憲人 様

議員名 小川 学



政務活動費収支報告書

柏市議会政務活動費交付条例第13条第²項の規定により、令和6年度
政務活動費に係る収支報告書及び領収書等を提出します。

1 収 入

350,000 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
研 修 費	31,142	✓
調 査 旅 費	82,852	✓
資 料 購 入 費		
資 料 作 成 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費	24,272	✓
合 計	138,266	✓

3 残 金

211,734 円



會計帳簿

6 年度

議員名

小川 学

支出科目 研修費

[illegible]

領収書等の貼付票

議員名 小川 学

No. 1

使途科目 研修費

領収証

2024 年 8 月 5 日

小川 学

様

★ ¥30,000 —

但 8/5 10時～議会×行政活動虎の巻① 議員活動基礎セミナー
8/5 14時～議会×行政活動虎の巻② 議員活動基礎セミナー
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

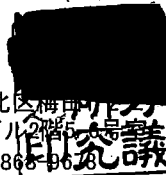
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田5-1-1

大阪駅前第2ビル2階5号室

TEL 050-6865-9626



研修用

旅費支払申立書（議員用）

旅費について、次のとおり支払ったので申し立てます。

- 1 支払年度 令和 6 年度分
- 2 支払金額 1142 円
- 3 支払内容

期 日	行 先	旅費の額（円）
R6・ 8・ 5 ～	柏 → 有楽町	571
R6・ 8・ 5 ～	有楽町 → 柏	571
R ～		
R ～		
R ～		
R ～		
R ～		
合 計	1142	

令和 6 年 8 月 9 日

議員名 小川 学 

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	小川学			職務の級	議員	種 別		
						研修会等への参加	行政視察等	
期 間	令和6年8月5日 (月)					J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期	
出張先市区町村名	東京都千代田区		出張先施設等名	国際ビル貸会議室 2 階				
宿泊地								
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
			円	円	円	円	円	
8/5	柏	JR	571	(km)				
	上野			(km)				
	有楽町 (研修地)			(km)				
	上野	JR	571	(km)				
	柏			(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		1,142					
備考						合 計 (1人当り)	1,142	

元副市長が教える

議員活動 基礎セミナー

講師

いちかわ かつみ

市川 克美

元寝屋川市副市長

in大阪

7/22 MON

in博多

7/29 MON

in東京

8/5 MON

講師プロフィール

昭和 37 (1962) 年 3 月 25 日生まれ
昭和 59 (1984) 年 3 月 同志社大学法学部法律学科卒業
同年 4 月 1 日 大阪府寝屋川市 入庁

おもな職歴

- ・初配属 (S59.5) : 教育委員会学務課 (教職員の人事・福利厚生等)
- ・西市民センター (市域西部の出張所)
- ・大阪府企画調整部企画室政策チーム (2 年間の出向)
- ・その後は行政管理、企画政策、情報化推進部門に所属
- ・企画政策室課長、ブランド戦略室長 (次長級)
- ・市民生活部部長兼産業振興室長兼農業委員会事務局長
- ・市民生活部部長兼産業振興室長
- ・理事 (健康部担当) 兼健康部長兼保険事業室長
- ・理事 (経営企画部・まち政策部担当) 兼都市未来政策監兼経営企画部長
- ※中核市移行担当理事 (H30.4.1 ~ H31.4.1 移行)
- ・副市長 (R1.6.20 ~ R5.6.19)
- ※単独副市長 (R2.4.1 ~ R5.6.19)
- ・現職 (R5.9.1 ~) : 指導役 (寝屋川市職員の人材育成担当)

10:00 ~ 12:30

『議会×行政』 活動虎の巻①

- ・絶対に押さえておきたい役所の仕組み
- ・効果的な議員活動に必要なこと
- ・4年スパンでの戦略を立てよう
- ・NGな質問とその答弁の解説
- ・刺さる質問とその答弁の解説

14:00 ~ 16:30

『議会×行政』 活動虎の巻②

- ・役所の上手な使い方
- ・どんな職員がキーパーソンか
- ・寝屋川市の先進事例から学ぶ~いじめ対策、働き方改革
- ・実際の議事録から学ぶ残念な質問
- ・実際の議事録から学ぶ巧いと思わせる質問

↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メール にて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。



メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp



FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ ☒ チェックください。

in 大阪

in 博多

in 東京

7/22
月曜日

10:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻1
12:30
14:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻2
16:30

7/29
月曜日

10:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻1
12:30
14:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻2
16:30

8/5
月曜日

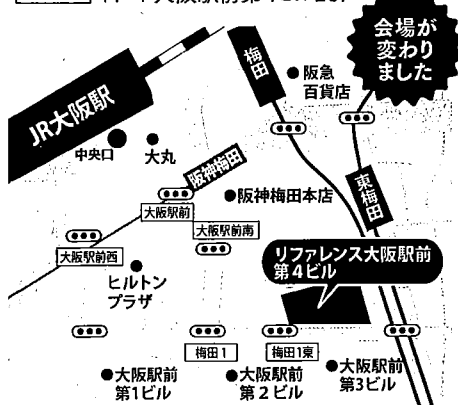
10:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻1
12:30
14:00 ☐ 『議会×行政』
活動虎の巻2
16:30

お名前	(フリガナ)		貴議会名	(期目)
電話番号	() -	FAX番号	() -	
E-mail	@			
領収証 宛名	ご本人様名 ・ その他 ()			
会場の参加を希望せず、 郵送サービスでのお申込みの方は チェックしてください		☐ 当日不参加(資料、USB動画データ、領収証 郵送希望) 動画データの無断転載等はいしなうに同意して申込みます ※定員がごさいますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。		
郵送先の住所	※郵送希望の方は ご記入ください	郵便 番号	()	

開催場所 in 大阪

リファレンス大阪駅前第4ビル

2講座 同場所 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目
11-4 大阪駅前第4ビル23F



- ▶ 大阪市営地下鉄谷町線東梅田駅⑧⑨番出口より 直結
- ▶ JR大阪駅 中央口より 徒歩約8分
- ▶ 大阪市営地下鉄御堂筋線梅田駅⑩番出口より 徒歩約7分
- ▶ 阪神梅田駅より 徒歩約5分

開催場所 in 博多

リファレンス 駅東ビル

2講座 同場所 〒812-0013 福岡市
博多区博多駅東1丁目16-14

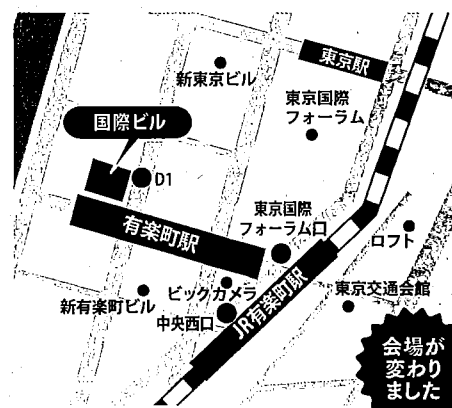


- ▶ JR博多駅 筑紫口より 徒歩4分
博多イーストテラス方面へ向かい、「アパホテル」角を右折。
左側ガラス貼りのビル。(1階コインパーキング)

開催場所 in 東京

国際ビル 2階

2講座 同場所 〒100-0005 東京都千代田区
丸の内3丁目1-1 国際ビル2階
区画224 リファレンス貸会議室



- ▶ JR有楽町線 有楽町駅 国際フォーラム口より 徒歩1分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D1より連絡
- ▶ 東京駅から 徒歩10分 ▶ 東京駅からタクシーで約500円

受講料

1講座 15,000円(税込)

※チェックボックス1つにつき15,000円となります

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室

研 修 報 告 書（議員用）

報 告 日 2024 年 8 月 9 日

報告議員名 小川 学

研修年月日	2024 年 8 月 5 日(月)～ 2024 年 8 月 5 日(月)
会 場	東京 国際ビル 2 階
テーマ・講座名 参加費（円）	議員活動基礎セミナー 「議会 × 行政」活動虎の巻① 「議会 × 行政」活動虎の巻② 2 講座 30,000 円
主 催	地方議員研究会
同行議員名	なし
研 修 内 容 及 び 所 感 講師 市川 克美（いちかわかつみ） 昭和 37 年 3 月 25 日生まれ 昭和 59 年 3 月 同志社大学法学部法律学科卒業 同年 4 月 大阪府寝屋川市入庁 令和 1 年 6 月～令和 5 年 6 月 副市長 現職：指導役 8 月 5 日 10:00～12:30 議員活動基礎セミナー 「議会 × 行政」活動虎の巻① (1) 絶対に押さえておきたい役所の仕組み 「意思決定の場面」「政策・政策立案、実行の流れ」	

(2) 効果的な議員活動に必要なこと

「VS 首長・行政ではなく」

(3) 4年スパンでの戦略を立てよう

「4年間でステップ・アップ」

(4) NGな質問とその答弁の解説

特に避けたい質問例

寝屋川市議会の実例

(5) 刺さる質問とその答弁の解説

寝屋川市議会の実例

複数の議会において、一貫性のある質問

具体的な課題追求型の質問

残念な質問・答弁にならないために

- ・オチのある段階的な質問は行政の評価が高い
- ・質問の本質を（何なのか）持っておく
- ・事実や数字を聞くだけの質問はもったいない。
- ・思い込みを避け、感情的にならないように。
- ・言葉を大切に、ハラスメントに注意。
- ・過去の議会議事録をチェックしておく。
- ・住民に寄り添うのが基本ながら寄りすぎない。
- ・安易な受け売り（他自治体事例）は避ける。
- ・単なる解説にならないように。
- ・ライフワーク（一点突破）は強み。

8月5日 14:00～16:30

議員活動基礎セミナー

「議会 × 行政」活動虎の巻②

(1) 役所の上手な使い方

「性悪説と対立軸では行政は動かない」

「職員の味方を増やし、キーパーソンを掴む」

「議員にあるもの、ないもの」

(2) どんな職員がキーパーソンか

「職員の味方を増やし、キーパーソンを掴む」

「キーパーソンになり得ない職員」

「職員のキモチとキホン」

(3) 寝屋川市の先進事例から学ぶ～いじめ対策、働き方改革

「いじめ対策」

「働き方改革」

(4) 実際の議事録から学ぶ残念な質問

NGな質問とその答弁

(5) 実際の議事録から学ぶ巧いと思わせる質問

OK な質問とその答弁

巧い質問の共通点

- ・ 事前に制度や事業の内容、実績などを把握している。
⇒ 普段から担当課に尋ねている。
- ・ 議員活動の一貫したテーマを一般質問の中に入れている。
⇒ 前回議会での答弁を質問の中で引用するなど継続性がある。
- ・ 質問事項にスケジュール感がある。
⇒ 5W1H を答弁に求めるなら、「いつ」「いつまでに」が重要
- ・ 行政の見解を問う前に自分の提言・提案を行う。
⇒ 思い付きは NG、普段の行政とのコミュニケーションが効く
- ・ 質問に「流れ」があり、数字を聞いてもオチがある。
⇒ 簡単な質問から核心へ引き寄せる段階的(詰将棋型)質問

答弁書文末・語尾の使い分け・強弱順

「行ってまいります」 > 「実施に向け検討いたします」 >

「検討してまいります」 > 「調査研究いたします」 >

「調査研究してまいります」 > 「今のところ考えておりません」

⇒ 一行目の答弁のみ実際に行う場合であり、それ以外は実施具体性はない

所感

今回の講義のインストラクターは、寝屋川市で副市長を歴任した方であり、実際に議会の一般質問を答弁する側からのご指摘ご鞭撻という事もあり、通常は質問をする立場の議員からすると非常に斬新であった。前半の講義及び後半の講義でも寝屋川市議会において直近の過去に実際に行われた一般質問・その答弁の実例を取り上げながら、NG の部分や巧い部分を評価した講義内容であった。

その講義の中で、巧い部分として取り上げられていたのは、複数の所管に跨る様な課題であったり、段階的に一手一手積み上げていくような詰将棋的な質問が評価されていた。

以外だったのは、職員の側は議員がどういう事を考えているか知りたいので、遠慮せずに担当職員を議員控室に呼びつけてお話をするのは寧ろ歓迎されている事であり、頻繁に行っても全く問題ないとの事であった。

また、行政側から提出された長期の総合戦略における KPI のような数値は明らかに当初の見積もり違いの場合でも当局からの訂正は出来ないもので、議員からの指摘や質問として取り上げてくれた方がいいケースもあるとの事であった。

さらに、議員の一般質問に対する答弁として、行政側が答弁に困るケースも巧い質問とされていた。なぜなら、議員から指摘された答弁に困る一般質問は今まで行政側が考慮していなかった部分であったり、今後の課題として行政側が考慮・検討していかななくてはならない課題であることが多いからであるとの事であった。

質問をする議員としては、各地方自治体を更に改善していったり、更に良くして

いきたい、との思いから一般質問をしているのであり、議員は行政側を困らせることが目的ではない事を講師の方には意見させていただき、同意を得た。

翻って、小職の場合に当てはめて考慮すると、

昨年9月、12月定例会及び今年3月、6月定例会において、一般質問の中で一貫して国民健康保険の給付事業である葬祭費給付件数の実績と未給付の件数を取り上げて行政側の改善を提案しており、今年度内の葬祭費給付件数の向上に貢献したと言える。

更に、同じく昨年9月、12月定例会及び今年3月、6月定例会において、柏市内23カ所の近隣センターに設置されているネットワークWiFi環境の脆弱性を指摘し続けており、近隣センター内のネットワーク帯域、ネットワーク構成環境を分析し、現行のネットワークWiFiが繋がりにくい原因を調査し、利用者数に応じたネットワーク環境の改善を提案し続けており、行政側からは今年の予算内で近隣センター内ネットワークWiFi環境を改善していく計画を導き出したと言える。

會計帳簿

6 年度

議員名 小川 学

支出科目 調査旅費

[illegible]

視察用

旅費支払申立書（議員用）

旅費について、次のとおり支払ったので申し立てます。

- 1 支払年度 令和 6 年度分
- 2 支払金額 82852 円
- 3 支払内容

期 日	行 先	旅費の額（円）
R6 ・ 7 ・ 17 ～	柏→羽田空港第1ビル	986
R6 ・ 7 ・ 17 ～	福岡空港 → 博多港	520
R6 ・ 7 ・ 17 ～	芦辺港 → 壱岐市役所	910
R6 ・ 7 ・ 18 ～	八畑 → イオン前	730
R6 ・ 7 ・ 18 ～	博多港 → 福岡空港	520
R6 ・ 7 ・ 18 ～	羽田空港第1ビル→柏	986
R6 ・ 7 ・ 17 ～ 7 ・ 18	羽田⇄福岡、宿泊費 福岡⇄壱岐高速船	78200
合 計	82852	

令和 6 年 8 月 9 日

議員名 小川 学

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	小川学 他4名	職務の級	議員	種 別				
				研修会等への参加	行政視察等			
期 間	令和6年7月17日～令和6年7月18日			J R 特急料金区分	関係期間 通常期 繁忙期			
出張先 市区町村名	長崎県壱岐市	出張先 施設等名	壱岐市役所, 壱岐市社会福祉協議会					
宿泊地	壱岐ステラコート太安閣 (壱岐市)							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
7/17	柏	JR	円 659	円 (km)	円	円 78,200	円	
	品川	京急電鉄	327	(km)				
	羽田空港第1・ 第2ターミナル	徒歩		(km)				
	羽田空港	※バック		(km)				
	福岡空港	徒歩		(km)				
	福岡空港	福岡市地下鉄 空港線	260	(km)				
	博多	徒歩		(km)				
	博多駅前	連絡バス	260	(km)				
	博多港	徒歩		(km)				
	博多港	超高速船	※バック	(km)				
	芦辺港	徒歩		(km)				
	芦辺港	壱岐交通	910	(km)				
	小 計		2,416			78,200		
備考 【正規運賃＋宿泊料】 90,940円＋15,000円＝105,940円 > 【バック利用料金】 78,200円						合 計 (1人当り)	80,616	

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	小川学 他4名			職務の級	議員	種 別		
						研修会等への参加	行政視察等	
期 間	令和6年7月17日～令和6年7月18日					J R 特急料金区分	国政期 通常期 繁忙期	
出張先 市区町村名	長崎県壱岐市		出張先 施設等名	壱岐市役所, 壱岐市社会福祉協議会				
宿泊地	壱岐ステラコート太安閣 (壱岐市)							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
			円	円	円	円	円	
				(km)				
	壱岐市役所 郷ノ浦庁舎前	徒歩		(km)				
	壱岐市役所	徒歩		(km)				
				(km)				
7/18	ホテルステラ コート太安閣	徒歩		(km)				
	八畑							
		壱岐交通	730	(km)				
	イオン前							
		徒歩		(km)				
	芦辺町クオリ			(km)				
	ティライフセン ターづばさ (視察地)	徒歩		(km)				
				(km)				
	芦辺港							
		超高速船	※パック	(km)				
	博多港							
		連絡バス	260	(km)				
	博多駅前							
		徒歩		(km)				
	博多							
		福岡市地下鉄	260	(km)				
		空港線		(km)				
	福岡空港							
		徒歩		(km)				
	小 計		1,250					
備考						合 計 (1人当り)	81,866	

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	小川学 他4名			職務の級	議員	種 別		
						研修会等への参加	行政視察等	
期 間	令和6年7月17日～令和6年7月18日					J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期	
出張先 市区町村名	長崎県壱岐市	出張先 施設等名	壱岐市役所, 壱岐市社会福祉協議会					
宿泊地	壱岐ステラコート太安閣 (壱岐市)							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
			円	円	円	円	円	
				(km)				
	福岡空港	※パック		(km)				
	羽田空港	徒歩		(km)				
	羽田空港第1・ 第2ターミナル	京急電鉄	327	(km)				
	品川	JR	659	(km)				
	柏			(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		986					
備考						合 計 (1人当たり)	82,852	

視 察 報 告 書（議員用）

報 告 日 2024 年 7 月 19 日

報告議員名 小川 学

視察年月日	2024 年 7 月 17 日(水)～ 2024 年 7 月 17 日(水)
視 察 先	壱岐市役所企画振興部
視 察 目 的	壱岐市の人口減少対策とその具体的な取り組み
相手方対応者	政策企画課 課長補佐 [REDACTED] 政策企画課 係長 [REDACTED]
同行議員名	末永 康文、村越 誠、 山田一一、坂巻 重男
視 察 内 容	
壱岐市の人口 23,955 人(令和 6 年 3 月 31 日) 高齢化率 38.7% 長崎県内市町村の合計出生率は令和 4 年 1.80 であり、県内 5 位 全国平均 1.33。 しかし、高齢化による死亡人数 令和 5 年 484 人(△369 人)と減少は止まらない状況である。社会動態は、転出転入の推移では転入数 676 人に対して転出数は 898 人で、△222 人である。 壱岐市では移住、定住施策を進めている。移住相談及び情報の発信①政策企画内にワンストップ相談窓口を設置②空き家移住相談室（イエマチ）の開設③都市部における移住相談会開催④長崎移住サポートセンターとの連携⑤東京事務所との連携⑥UI ターンポータルサイト「いきしまぐらし」の運営（空き家情報、求人情報、移住体験談等）⑦壱岐市公式 LINE による移住、定住メニューの設置 1. 短期滞在費支援事業 住宅や仕事を探したり、暮らしの体験等、移住を目的とした活動に対して一部補助 宿泊費 一泊 2 千円 補助率 1/2 2 日以上 14 日以内	

レンタカー 一日 2 千円 補助率 1/2 2 日以上 14 日以内

2. 移住支援事業

補助対策要件

転入前継続して 3 年以上市外に居住、転入後 5 年以上定住の誓約等

- ・引越し 20 万円以内 補助率 2/3
- ・移住者住宅取得支援 補助率 1/10 (250 万円以内)
- ・中古住宅取得(土地含む) 補助率 1/5 (100 万円以内)
- ・中古住宅改修費用支援 補助率 1/2 (100 万円以内)
- ・子育て世帯 中学生以下一人 20 万円加算(上限 100 万円)
- ・移住者賃貸住宅家賃支援(家賃補助 1 年間) 月 1 万 2 千円 補助率 3/10
- ・わくわくパッケージ移住支援
東京圏からの移住者支援金 世帯 100 万円/単身 60 万円
- ・島外通勤通学交通費助成 毎日通勤 年 50 万円以内 週通勤 年 20 万円
- ・定住促進奨学資金償還補助 年 10 万円以内 補助率 1/2
- ・空き家バンク活用促進事業 空き家所有者へ 100 万円以内 補助率 1/2

民間賃貸住宅整備費補助金交付

壱岐市への移住の促進を壱岐市民の住環境の向上を促すため賃貸住宅を建設する事業者に対して建設費一部助成

- ・建設する住宅条件 家賃上限 4 万円 入居者の 1/2 を移住者とする(10 年間)
- ・補助額一戸当たり 100 万円を上限に 12 戸まで(1200 万円)
- ・定住促進空き家活用事業

①個人所有の空き家を 10 年間借り上げ改修を行ない市民の移住者へ貸し出しを行う。②入居者市民世帯一戸、移住世帯 2 戸 財源は過疎地域等自立活性化推進交付金を活用する。

- ・有人国境離島法による地域社会維持推進交付金事業

①創業費 450 万円②事業拡大 1200 万円、900 万円と 3/4 の事業が行われている。いずれも離島推進事業として国の交付金が出され令和 9 年で打ち切られるため 71 の離島から延長への要請をされている。

いずれも人口減少に伴う国の補助金制度を利用した取り組みがなされているが、少子高齢化の抜本的な取り組みとは言えず、少子高齢化そのものへの対策が必要である。結婚、子育ての支援、教育費、子育てしやすい環境も一体的に変えない限り人口減少そのものにはなり得ないと思う。

子育て、教育、産業の育成、雇用、暮らしは一体的なものであり、小手先だけの施策では対応できないのではないかとと思われる。その上での補助制度、環境を整えることが大切であると思われる。

柏市も単独では解決できないものであるが、まず国の補助制度などを考慮しつつ

何らかの対策に着手することが求められていると思う。ただ、いまの所は柏市内においては駅近くに複数のマンション建設がいくつか並列して行われており、少しづつの人口増加は毎年の様に継続しているが、あと 10 年先若しくは 20 年先まで見通すといずれは人口減少になっていくものと思われる。人口率を長期的に考えるのであれば、少しでも早いうちからの政策立案および対策が必要と思われる。その為には、柏市を人が住みたくなるような街、実際に住みやすい街にして人気を高めていくことが重要と思う。そこで、街の活性化を促進するためにはどのような地域設計が最適化という柏市全体のグラウンドデザインとして、行政は都市計画を進めていくべきものと思う。

離島振興法のもとに行われている財政支援や交付事業制度はある意味必要性を感じつつも、長期的な視点での振興法が行われていることが大事であると思う。また、離島による厳しい環境に対して将来性のある事業、教育や子育て支援、雇用の確保など特化したものにするべきと思う。

今後更に進む高齢化に対する問題や未来に向けた産業の育成など住民の意識の向上が求められるのではないかなと思う。

参考：壱岐市における移住者の推移

令和 4 年 70 世帯 122 人 (UI ターン 70 人)

令和 5 年 59 世帯 93 人 (UI ターン 47 人)

都道府県別 (福岡県 272 人、長崎県 68 人、東京都 57 人、大阪府 38 人、神奈川県 25 人、兵庫県 17 人、埼玉県 15 人、千葉県 15 人)

視 察 報 告 書（議員用）

報 告 日 2024 年 7 月 19 日

報告議員名 小川 学

視察年月日	2024 年 7 月 18 日(木)～ 2024 年 7 月 18 日(木)
視 察 先	壱岐市社会福祉協議会
視 察 目 的	①高齢化に伴う社会福祉協議会の役割 ②介護予防及び社会福祉協議会が運営する介護施設
相手方対応者	事務局長 [REDACTED]、地域福祉課長 [REDACTED] 総務企画課長 [REDACTED]、成年後見センター長 [REDACTED] 福祉用具課長 [REDACTED]、財政管理課長 [REDACTED] 会長 [REDACTED]、副会長 [REDACTED] 理事 [REDACTED]
同行議員名	末永 康文、村越 誠、 山田一一、坂巻 重男
視 察 内 容	
壱岐市の人口 23,955 人(令和 6 年 3 月 31 日)、65 歳以上 9,518 人、高齢化率 38.7%、後期高齢者 5,467 人、介護認定者 2,204 人 高齢化が進むなかでの社協の役割として、262 名の職員が地域福祉、介護保険事業、在宅福祉事業、子育て支援事業を行っている。 ・女性活躍推進に関する行動計画では女性の管理職の割合が 44%と目標値 40%を達している。 ・また障害者雇用率 9 名が就職しており、法定雇用率 2.3%を上回っている。 離島という事もあることから社会福祉協議会の財源では、介護保険収入 46%を示し、社会福祉協議会が介護事業に頼っている。 柏市では医療公社、はみんぐや北柏ディなど公社での運営となっているが、壱岐では全面的に社協で行っている。 人口減少の中で壱岐市における雇用状況では市役所、農協、社協と雇用の中心を	

担っている。

壱岐市老人ホームでは、120 人が待機している。どこの市でも入所希望者が多く入所することができない状況である。

しかし、老人ホームの入所施設をつくることより、地域でその人らしく暮らせる環境をつくるのが大事ではないだろうか。

ヨーロッパ（フランス）では老人ホームというより施設の街がある。新たな発想で寝たきり施設より老人介護のあり方、地域のあり方そのものを改める事が必要ではないかと思う。

介護予防では、サロン活動普及推進として、地域での高齢者サロンや社会参加、地域交流、健康づくりフレイル予防がされていた。

フードバンク事業

令和5年12月よりひとり親家庭を対象に総合支援事業を開始、社協が生活支援、ひとり親家庭への子育てなどを支援している。

柏市での活動、子ども食堂や子育て支援策がいくつかあるが、貧困対策、ひとり親家庭における支援、なんでも相談できる体制づくりなどの取り組みが必要と思う。

壱岐市では隣り近所などの世話役的な共同がなされているため地域環境が異なるため同一的には出来ませんが、行政のあり方、地域社会のあり方等、いま一度見直しをすることも大事ではないかと思う。

また、壱岐市では近隣地域の方々の結びつきが強いと思われるため高齢者の孤独死に対する対策があると思われたが、特に壱岐市でも地域政策や対策と言えるものは特には無く、今後解決していかななくてはならない課題と思われる。この件に関しては柏市でも同様な課題を持っていると言わざるを得ず、今後解決しなければならないと考える。



領 収 書

小川 学 様

No.

発行日

2024/7/9

下記、正に領収いたしました。

埼玉県知事登録旅行業第 3 - 1 1 9 7

株式会社ゼロ

T344-0113

埼玉県春日部市新宿新田3130

TEL : 090-5438-8957

代表取締役：矢島正樹

登録番号：T9030001117880

合計	78,200 円 (税込)
----	---------------

摘要	数量		税率	金額
7月17～18日	1	71,091	10%	71,091
羽田⇄福岡、ホテルコート太安閣（夕・朝食付）				
福岡⇄壱岐（芦辺）ジェットホイル				

※は軽減税率対象

税率別内訳	税抜金額	消費税額
10%対象	71,091	7,109
軽減8%対象	0	0
0%対象	0	0

小計	71,091
消費税	7,109
合計	78,200

会計帳簿

6 年度

議員名 小川 学

〔支出科目 その他の経費（燃料費）〕

月	支出金額(a)	調査研究分として 按分した金額(b)	備考（内訳，特記事項等）			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
合計			①			

記入要領 $b \leq a \div 2$ かつ $b \leq 10,000$

〔支出科目 その他の経費（通信費）〕

月	支出金額(a)	調査研究分として 按分した金額(b)	備考（内訳，特記事項等）			
			携帯電話	WiFi	ネット	
4	12,885	6,442	5,883	4,362	2,640	
5	12,613	6,306	5,611	4,362	2,640	
6	11,526	5,763	5,624	3,262	2,640	
7	11,523	5,761	5,621	3,262	2,640	
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
合計	48,547	24,272	②			

記入要領 $b \leq a \div 2$ かつ $b \leq 20,000$

「その他の経費」合計①+②

24,272

ご利用料金のお知らせ

小川 学 様

登録番号：T2010901041404

発行日：2024/05/04

楽天モバイル株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス

請求合計額（税込）	4,362円
不課税対象 合計	0円
消費税10%課税対象金額（税抜）	3,966円
課税対象に対する消費税(10%)	396円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号 [REDACTED]

ご利用年月 2024/04

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)20GB~		2,980円	税別
国内通話/SMS	2024/04/01 - 2024/04/30	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		2,983円	

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (2回線目以降)0~3GB		980円	税別
国内通話/SMS	2024/04/01 - 2024/04/30	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		983円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

■収納状況について

- ・お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。
クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ
口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間
請求書の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- ・口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ・ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、仮売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。
ご利用月の翌月15日ごろ発送する請求書でお支払いください。
- ・エラー理由については、カード発行元会社へお問い合わせください。

■お支払い方法が口座振替のお客様

- ・口座振替日は、毎月27日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定口座よりお引き落としいたします。
- ・再振替はございませんので、事前に残高のご確認をお願いいたします。
- ・残高不足等で振替できなかった場合は、ご利用月の翌々月10日ごろに督促状を発送いたします。
- ・督促状は、請求対象月ごとに請求書発行手数料200円（税別）をご利用料金に合算いたします。
（例）2ヵ月分のご利用料金の請求が対象になっている場合は、2ヵ月分のご利用料金の合計額に請求書発行手数料400円（税別）が加算されます。

■住所が変更になった場合は、楽天モバイルのご登録住所の変更をお願いいたします。

- ・ご契約者様宛に発送した当社郵便物の返戻や、ご契約者様とご連絡が取れない場合は、通告なく利用停止を行う場合がございます。

ご利用料金のお知らせ

■ Rakuten Turboのご契約者様には「ご利用電話番号」に代わり、端末番号を記載しております。

■月の途中でプラン変更した場合には、変更後のプラン名が明細に表示されます。なお、現在ご契約中のプランは、my 楽天モバイル「契約プラン」からもご確認いただけます。

■その他

請求書および督促状でお支払いの場合の払込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

ご利用料金のお知らせ

小川 学 様

登録番号：T2010901041404

発行日：2024/06/04

楽天モバイル株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス

請求合計額（税込）	4,362円
不課税対象 合計	0円
消費税10%課税対象金額（税抜）	3,966円
課税対象に対する消費税(10%)	396円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号 [REDACTED]

ご利用年月 2024/05

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)20GB~		2,980円	税別
国内通話/SMS	2024/05/01 - 2024/05/31	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		2,983円	

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (2回線目以降)0~3GB		980円	税別
国内通話/SMS	2024/05/01 - 2024/05/31	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		983円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

■収納状況について

- お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。
クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ
口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間
請求書の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- 口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、仮売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。
ご利用月の翌月15日ごろ発送する請求書でお支払いください。
- エラー理由については、カード発行元会社へお問い合わせください。

■お支払い方法が口座振替のお客様

- 口座振替日は、毎月27日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定口座よりお引き落としいたします。
- 再振替はございませんので、事前に残高のご確認をお願いいたします。
- 残高不足等で振替できなかった場合は、ご利用月の翌々月10日ごろに督促状を発送いたします。
- 督促状は、請求対象月ごとに請求書発行手数料200円（税別）をご利用料金に合算いたします。
（例）2カ月分のご利用料金の請求が対象になっている場合は、2カ月分のご利用料金の合計額に請求書発行手数料400円（税別）が加算されます。

■住所が変更になった場合は、楽天モバイルのご登録住所の変更をお願いいたします。

- ご契約者様宛に発送した当社郵便物の返戻や、ご契約者様とご連絡が取れない場合は、通告なく利用停止を行う場合がございます。

ご利用料金のお知らせ

■ Rakuten Turboのご契約者様には「ご利用電話番号」に代わり、端末番号を記載しております。

■月の途中でプラン変更した場合には、変更後のプラン名が明細に表示されます。なお、現在ご契約中のプランは、my 楽天モバイル「契約プラン」からもご確認いただけます。

■その他

請求書および督促状でお支払いの場合の払込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

ご利用料金のお知らせ

小川 学 様

登録番号：T2010901041404

発行日：2024/07/04

楽天モバイル株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス

請求合計額（税込）	3,262円
不課税対象 合計	0円
消費税10%課税対象金額（税抜）	2,966円
課税対象に対する消費税(10%)	296円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号

ご利用年月

2024/06

ご利用電話番号

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)3GB~20GB		1,980円	税別
国内通話/SMS	2024/06/01 - 2024/06/30	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		1,983円	

ご利用電話番号

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (2回線目以降)0~3GB		980円	税別
国内通話/SMS	2024/06/01 - 2024/06/30	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		983円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

■収納状況について

- お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。
クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ
口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間
請求書の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- 口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、仮売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。
ご利用月の翌月15日ごろ発送する請求書でお支払いください。
- エラー理由については、カード発行元会社へお問い合わせください。

■お支払い方法が口座振替のお客様

- 口座振替日は、毎月27日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定口座よりお引き落としいたします。
- 再振替はございませんので、事前に残高のご確認をお願いいたします。
- 残高不足等で振替できなかった場合は、ご利用月の翌々月10日ごろに督促状を発送いたします。
- 督促状は、請求対象月ごとに請求書発行手数料200円（税別）をご利用料金に合算いたします。
（例）2カ月分のご利用料金の請求が対象になっている場合は、2カ月分のご利用料金の合計額に請求書発行手数料400円（税別）が加算されます。

■住所が変更になった場合は、楽天モバイルのご登録住所の変更をお願いいたします。

- ご契約者様宛に発送した当社郵便物の返戻や、ご契約者様とご連絡が取れない場合は、通告なく利用停止を行う場合がございます。

ご利用料金のお知らせ

■ Rakuten Turboのご契約者様には「ご利用電話番号」に代わり、端末番号を記載しております。

■月の途中でプラン変更した場合には、変更後のプラン名が明細に表示されます。なお、現在ご契約中のプランは、my 楽天モバイル「契約プラン」からもご確認いただけます。

■その他

請求書および督促状でお支払いの場合の払込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

ご利用料金のお知らせ

小川 学 様

登録番号：T2010901041404

発行日：2024/08/04

楽天モバイル株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス

請求合計額（税込）	3,262円
不課税対象 合計	0円
消費税10%課税対象金額（税抜）	2,966円
課税対象に対する消費税(10%)	296円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号 2 [REDACTED]

ご利用年月 2024/07

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)3GB~20GB		1,980円	税別
国内通話/SMS	2024/07/01 - 2024/07/31	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		1,983円	

ご利用電話番号 [REDACTED]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (2回線目以降)0~3GB		980円	税別
国内通話/SMS	2024/07/01 - 2024/07/31	0円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		983円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

■収納状況について

- ・お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。
クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ
口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間
請求書の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- ・口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ・ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、販売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。
ご利用月の翌月15日ごろ発送する請求書でお支払いください。
- ・エラー理由については、カード発行元会社へお問い合わせください。

■お支払い方法が口座振替のお客様

- ・口座振替日は、毎月27日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定口座よりお引き落としいたします。
- ・再振替はございませんので、事前に残高のご確認をお願いいたします。
- ・残高不足等で振替できなかった場合は、ご利用月の翌々月10日ごろに督促状を発送いたします。
- ・督促状は、請求対象月ごとに請求書発行手数料200円（税別）をご利用料金に合算いたします。
（例）2カ月分のご利用料金の請求が対象になっている場合は、2カ月分のご利用料金の合計額に請求書発行手数料400円（税別）が加算されます。

■住所が変更になった場合は、楽天モバイルのご登録住所の変更をお願いいたします。

- ・ご契約者様宛に発送した当社郵便物の返戻や、ご契約者様とご連絡が取れない場合は、通告なく利用停止を行う場合がございます。

ご利用料金のお知らせ

■ Rakuten Turboのご契約者様には「ご利用電話番号」に代わり、端末番号を記載しております。

■月の途中でプラン変更した場合には、変更後のプラン名が明細に表示されます。なお、現在ご契約中のプランは、my 楽天モバイル「契約プラン」からもご確認いただけます。

■その他

請求書および督促状でお支払いの場合の払込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 小川 学 様

発行日 2024年 5月 1日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号:T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2024年4月分(2024年3月21日～2024年4月20日ご利用分)

Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料 金 内 訳	内 訳 金 額（円）	税 区 分
090-3919-2023	* * ご契約期間 11年 8ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン（データ）〔3月21日～4月20日〕	980	10%
	定額料 データプラン3GB（データ通信）	300	10%
	通信料 4G/LTE／5Gモバイルデータ通信@0円 11793835Pkt （通信量合計 11793835Pkt [1.41GB]）	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	割引 5年おトク割（データ通信）	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	計	902	
	* * ご契約電話番号 090-3919-2023 * *		
	端末代 分割支払金／賦払金	1,290	対象外
	計	1,290	
	* * ご契約期間 9年 07ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン（音声）〔3月21日～4月20日〕	980	10%
	通話料 基本プラン（音声）	6,660	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	割引 60歳以上通話おトク割	-1,000	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-6,660	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分（SMS）	-267	10%
	定額料 データプラン4GB（スマホ）	1,080	10%
	通信料 データ通信@0円 19222Pkt	0	10%
	通信料 データ通信（4G／5G）@0円 1556758Pkt （通信量合計 15567580Pkt [10.19GB]）	0	10%
	通信料 メール（SMS）	267	10%
	通信料 メール（SMS）（YM／他社宛）	150	10%
	通話料 通信サービス「0570等」	120	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	付属品 分割支払金／賦払金	156	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	3,288	
	課税対象額 計	5,480	
	課税対象10%	4,034	
	消費税等 計	403	
	消費税等10%	403	
	課税対象外 計	1,446	
	ご請求金額	5,883	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 小川 学 様

発行日 2024年 6月 1日

ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)

登録番号:T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2024年5月分(2024年4月21日～2024年5月20日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
	* * ご契約期間 11年 9ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (データ) [4月21日 ~ 5月20日]	980	10%
	定額料 データプラン3GB (データ通信)	300	10%
	通信料 4G/LTE/5Gモバイルデータ通信@0円 22790330Pkt	0	10%
	(通信量合計 22790330Pkt [2.72GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 5年お下り割 (データ通信)	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	903	
	* * ご契約電話番号 090-3919-2023 * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,290	対象外
	計	1,290	
	* * ご契約期間 9年 1ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [4月21日 ~ 5月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	3,100	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	割引 60歳以上通話おトク割	-1,000	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-3,100	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-339	10%
	定額料 データプラン4GB (スマホ)	1,080	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 2959385Pkt	0	10%
	(通信量合計 2959385Pkt [0.36GB])		
	通信料 メール (SMS)	339	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	21	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	付属品 分割支払金/賦払金	156	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	3,040	
	小計	5,233	
	課税対象額 計	3,787	
	課税対象10%	3,787	
	消費税等 計	378	
	消費税等10%	378	
	課税対象外 計	1,446	
	ご請求金額	5,611	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Soft Bankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 小川 学 様

発行日 2024年 7月 1日

ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）

登録番号:T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2024年6月分(2024年5月21日～2024年6月20日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 11年 10ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (データ) [5月21日～ 6月20日]	980	10%
	定額料 データプラン3GB (データ通信)	300	10%
	通信料 4G/LTE/5Gモバイルデータ通信@0円 25476199Pkt (通信量合計 25476199Pkt [3.04GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 5年おトク割引 (データ通信)	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	903	
	* * ご契約電話番号 090-3919-2023 * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,290	対象外
	計	1,290	
	* * ご契約期間 9年 2ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [5月21日～ 6月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	1,660	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	割引 60歳以上通話おトク割	-1,000	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-1,660	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-189	10%
	定額料 データプラン4GB (スマホ)	1,080	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 2723528Pkt (通信量合計 2723528Pkt [0.33GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS)	189	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	33	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	付属品 分割支払金/賦払金	156	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	3,052	
	小計	5,245	
	課税対象額 計	3,799	
	課税対象10%	3,799	
	消費税等 計	379	
	消費税等10%	379	
	課税対象外 計	1,446	
	ご請求金額	5,624	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Soft Bankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 小川 学 様

発行日 2024年 8月 1日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号:T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2024年7月分(2024年6月21日～2024年7月20日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 11年 11ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (データ) [6月21日 ~ 7月20日]	980	10%
	定額料 データプラン3GB (データ通信)	300	10%
	通信料 4G/LTE/5Gモバイルデータ通信@0円/23429959Pkt (通信量合計 23429959Pkt [2.80GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 5年おトク割 (データ通信)	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	903	
	* * ご契約電話番号 090-3919-2023 * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,290	対象外
	計	1,290	
	* * ご契約期間 9年 3ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [6月21日 ~ 7月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	1,900	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	割引 60歳以上通話おトク割	-1,000	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	1,900	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-231	10%
	定額料 データプラン4GB (スマホ)	1,080	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 5760456Pkt (通信量合計 5760456Pkt [0.69GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS)	231	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	30	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	付属品 分割支払金/賦払金	156	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	3,049	
	小計	5,242	
	課税対象額 計	3,796	
	課税対象10%	3,796	
	消費税等 計	379	
	消費税等10%	379	
	課税対象外 計	1,446	
	ご請求金額	5,621	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

(1 / 1 頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

貸室の賃貸借契約書

担当者ID

担当者名

作成日 2023/08/18

建物の所在地					
建物の名称					
貸室の番号	号室	貸室の占有面積	19.87 m ²	貸室の間取り	1K
階数/世帯数	3 階建 29 戸	建物の種類	共同住宅	完成年月	2008年05月
建物構造	鉄骨造			AP番号	36284
貸室の契約期間	2023/08/20 ~ 2025/08/19 迄 2年間			貸室の引渡時期	2023/08/20
契約プラン	普通借家プラン			契約形態	普通借家
駐車場契約の有無	無し	管理番号			
駐車場の契約期間	~ 迄				
駐車場の所在地					
トランクルーム (TR) 契約の有無	無し	管理番号			
TRの契約期間	~ 迄				
TRの所在地					

賃貸人 (甲)	株式会社レオパレス21
賃借人 (乙)	小川 学
管理会社	東京都中野区本町2丁目54番11号 株式会社レオパレス21 0570-006021

契約担当店	柏店	申込受付番号		お客様番号	
-------	----	--------	--	-------	--

利用料金 (税込)	65,190 円	支払時期	毎月27日			
		支払方法	口座振替			
		支払先	賃貸人			
利用料金内訳	本体価格	消費税(参考)	賃料内訳	本体価格	消費税(参考)	
家賃	55,000 円	0 円		円	円	
共益費	7,000 円	0 円		円	円	
環境維持費	500 円	50 円		円	円	
LEONET TM TM ₇₁	2,400 円	240 円		円	円	
	円	円		円	円	
	円	円		円	円	
	円	円	水道料	不要		

利用料金以外の授受項目（契約時）		支払時期	契約締結時		
項目	本体価格	消費税(参考)	項目	本体価格	消費税(参考)
礼金	55,000 円	0 円		円	円
Smartlock手数料	15,000 円	1,500 円		円	円
退去時清掃費	38,000 円	3,800 円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円

利用料金以外の授受項目（更新時）		支払時期	更新後の契約期間開始日の前月の利用料金の支払時期
項目	本体価格	消費税(参考)	備考
更新手数料	15,000 円	別途	

天災その他不可抗力による損害の負担	使用不能により契約が当然終了したときの賃借人の損害は賃貸人は負担しません
-------------------	--------------------------------------

特記事項

- ・LEONETオプション1及びLEONETオプション2に関する規定は、別途交付するLEONET利用規約一覧によるものとする。
- ・本契約は、甲の記名押印及び乙の署名をもって契約が成立したものとする。
- ・乙は、甲に対し、本物件におけるガス供給業者の選定及び既存のガス供給業者との供給契約の解除の意思表示を行うことを、委任するものとする。

管理事務の内容	家賃等の受領事務	賃貸人にて行います。
	契約更新事務	賃貸人にて行います。
	契約終了事務	賃貸人にて行います。

頭書記載の貸室（以下、「本物件」という）及び付随する駐車場（以下、「本駐車場」という）、トランクルーム（以下、「本トランクルーム」という）につき、賃貸人甲、賃借人乙との間で、以下のとおり、賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結した。なお、本契約は電磁的記録上での甲の記名押印及び乙の署名をもって契約が成立したものとする。

第1条〔使用目的と条件〕

- 1 項 甲は、本物件を居住の目的で乙に賃貸し、乙は、その目的以外に使用しないことにつき同意した上で、本契約を締結するものとする。
- 2 項 乙は、本物件の契約にあたり、本物件において同居を希望する者（以下、「同居人」という）がいるときは、審査申込時、または甲の指定する書面（同居人申請書を指すものとし、以下「同居人申請書」という）に同居人の氏名及び続柄等の必要事項を記載し、甲に対し届け出なければならないものとする。
- 3 項 乙は、同居人の届け出にあたり、同居人の氏名及び続柄等、同居人の個人情報について、予め同居人本人に同意を得た上で甲に届け出することを表明・保証するものとする。
- 4 項 本物件の定員は以下のとおりとする。
 - 1 号 1K（ワンルーム）、1DK、1LDKの部屋は乙を含め2名までとする。
 - 2 号 2K、2DK、2LDK以上の部屋は乙を含め4名までとする。
 - 3 号 3LDK以上の部屋は乙を含め6名までとする。
- 5 項 本物件は、同居人申請欄に記載の無い者の利用、及び定員を超えての利用はできないものとする。
- 6 項 乙は、本物件の契約にあたり、乙の身分を証明する書類（自動車運転免許証、パスポート等）を甲に提示し、その写しを甲に提出するものとする。
- 7 項 乙は、本契約の締結に際し、甲の指定する家賃保証会社との間において、保証委託契約を締結しなければならないものとする。但し、甲が承諾した場合はこの限りではない。

第2条〔利用料金〕

- 1 項 本物件の利用料金（家賃、共益費、部屋利用料、その他乙が甲に毎月負担する費用の総称をいう）は、本契約により定められたとおりとする。但し、乙が本物件にて使用する水道、電気、ガス、NHK放送受信料、電話料金等は、別途乙の負担とし、直接請求先に対して支払うものとする。
- 2 項 本契約締結に際して、乙は本契約により定められた礼金を甲に支払うものとする。但し、甲が礼金を不要とした場合にはこの限りではない。
- 3 項 甲は、乙より支払を受けた礼金につき、本契約締結日以降は、契約期間開始日の前後に拘わらず返金しないものとする。

第3条〔敷金〕

- 1 項 本契約締結時において、乙は本契約に基づく乙の利用料金その他一切の債務履行を担保する為、本契約により定められた敷金を無利息で甲に預け入れるものとする。但し、甲が敷金を不要とした場合にはこの限りではない。
- 2 項 乙は、敷金返還請求権をもって利用料金等の支払債務と相殺することはできないものとする。
- 3 項 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとする。
- 4 項 敷金の精算については、甲が明け渡しを確認した日から50日以内に、甲の住所地において返還するものとする。但し、甲は、未払い利用料金・原状回復に要した費用の未払い分、その他本契約に基づき乙が負担すべき債務がある場合、敷金から差し引くことができるものとする。
- 5 項 甲は、乙の指定する金融機関口座へ振込送金により、敷金の返還をすることができるものとする。但し、振

込にかかる手数料については甲の負担とする。

第4条〔契約期間〕

- 1 項 本契約の契約期間は、本契約により定められた貸室の契約期間のとおりとする。
- 2 項 本契約は、契約期間満了日の1か月前までに甲乙間で更新合意書を締結することにより、契約期間満了日の翌日より2年間、契約を更新することができるものとし、以後も同様とする。
- 3 項 前項における更新の際、乙は甲に対し、本契約により定められた更新手数料を支払わなければならない。なお、この更新手数料は、更新後の契約期間開始日が属する月の前月の利用料金支払日に、乙名義の預金口座からの振替により、甲に支払うものとする。
- 4 項 本契約が法定更新された場合には、法定更新のとき及びそれ以後2年が経過するごとに、乙は甲に対し、本契約により定められた更新手数料を前項と同様の方法により支払わなければならないものとする。
- 5 項 本契約により定められた更新手数料は、契約更新を迎える際に、更新の意思確認をする為のお知らせの通知、及びその後の事務手続きを円滑に行う為の手数料であることを確認する。

第5条〔利用料金の見直し〕

- 1 項 第2条1項に定める利用料金は、本契約の更新時に見直しするものとする。
- 2 項 本契約期間中または更新時の如何に拘らず、公租公課、諸物価等の上昇など諸般の事情により、利用料金等が不相応となった場合、甲は乙に対して利用料金の改定を請求できるものとし、乙の同意を得て変更することができるものとする。

第6条〔利用料金支払いの義務〕

- 1 項 利用料金の支払い義務は、本契約締結日以降、契約期間が開始し、利用可能な状態で本物件を提供したときから発生する。
- 2 項 契約期間開始月及び契約期間終了月の利用期間が1か月に満たない場合は、日割り計算にて算出するものとする。

第7条〔利用料金の支払方法〕

- 1 項 乙は、翌月分の利用料金を、本契約により定められた支払方法にて、本契約により定められた支払時期までに甲に支払うものとする。但し、方法が口座振替の場合で支払時期が金融機関の休業日であったときは、金融機関の翌営業日までに甲に支払うものとする。
- 2 項 乙は、前項の利用料金収納にかかる事務手数料として月額477円に別途消費税を加算した金額を、第2条1項の利用料金に加算して甲に支払うものとする。
- 3 項 乙は、自らの都合で、本契約により定められた支払方法以外の手段で甲に利用料金を支払う場合、入金事務手数料として1回につき、金477円に別途消費税を加算した金額を第2条1項の利用料金に加算して甲に支払うものとする。但し、甲が入金事務手数料を不要とした場合にはこの限りではない。

第8条〔火災保険への加入〕

- 1 項 乙は、本物件の契約期間中（本契約更新後の利用期間中を含む）、自己の費用負担において甲が承認する火災（動産総合）保険（火災保険は「借地建物修理費用担保特約」、「借家人賠償責任危険担保特約」、「個人賠償責任危険担保特約」がそれぞれ担保されたものをいう）に加入しなければならないものとする。なお、乙は、甲の提供する火災保険に加入した場合を除き、火災保険の保険証書の写しを甲に交付するものとする。
- 2 項 乙は、本物件の契約期間中（本契約更新後の利用期間中を含む）、第1項の火災保険に継続して加入しなけ

ればならないものとする。なお、乙は、甲の提供する火災保険に加入した場合を除き、更新のたびに、火災保険の保険証書の写しを甲に交付するものとする。

第9条〔賃借人の善管注意義務〕

- 1項 乙は、本契約の内容を遵守し、且つ室内の清掃・衛生管理・火元管理・漏電または漏水事故の防止管理、室内換気を行い、結露及びカビの発生防止に努めるなど、善良なる管理者の意識と注意をもって本物件を利用するものとする。
- 2項 本物件の敷地、共用階段、廊下等について、乙は、甲の指示に従い、他の利用者と協調して共用するものとする。
- 3項 乙の同居人による本物件または第三者に対する損害については、乙が責任を負担するものとする。

第10条〔退室及び明け渡し〕

- 1項 本契約が終了した場合、乙は、直ちに本物件から退室し、明け渡しをしなければならないものとする。
- 2項 乙は、退室及び明け渡しに際し、甲が本物件に備え付けた設備・動産を除く全ての家財及び物品等の搬出をし、鍵（複製したものを含む）の返還をしなければならないものとする。
- 3項 乙は、本物件の明け渡し日までの利用料金並びに違約金、原状回復費用の合計額を解約清算金として、本契約終了日の7日後限り、甲に支払うものとする。
- 4項 第1項の退室明け渡し後、本物件内に乙または同居人の家財・物品等を残置した場合には、乙がこれらの家財・物品の所有権を放棄したものとみなし、甲は任意に処分することができるものとする。この場合、乙は、甲の処分について一切異議を述べることはできないものとする。なお、廃棄処分に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 5項 本契約が終了したにも拘わらず、本物件の明け渡しが行われなかった場合、乙は本契約終了日の翌日以降、明け渡し完了日まで、本契約により定められた利用料金の2倍相当分を損害金として日割り計算し、甲に対し支払うものとする。
- 6項 本契約において、乙が以下各号に該当し、乙が本物件を継続して占有使用する意思を明示しないときは、甲は乙による本物件の明け渡しが行われたものとみなし、本契約を終了させることができるものとする。
 - 1号 乙が利用料金の支払いを怠っているとき
 - 2号 甲が合理的な手段を尽くしても乙と連絡が取れないとき
 - 3号 電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から、乙が本物件を相当期間利用していないと客観的に認められるとき
 - 4号 本物件の残置物の状況や、乙から届出された勤務先及び緊急連絡人への連絡等の状況からみて、乙が本物件を再び占有使用しないことを客観的に看取できるとき
- 7項 乙は、自らの死亡を停止条件として、甲との合意により本契約を解除する代理権、並びに本契約を解除する旨の甲の意思表示を受領する代理権について、以下各号に定めるいずれかのものに対し、予め授与しなければならないものとする。
 - 1号 本契約に基づき締結された家賃保証委託契約の相手方となるもの
 - 2号 本契約に際して甲に届出された乙の緊急連絡人または連帯保証人となるもの
- 8項 前項の場合、本物件内に残置された財産物は、乙の法定相続人へ引渡しすることを前提として、甲が別途保管場所を定め、相当期間保管することができるものとする。但し、甲の保管中に乙の法定相続人からの特段の申し出がないときは、甲の定めた保管期間の経過をもって、甲の責任において処分することができるものとする。なお、その際にかかる処分費は甲の負担とする。
- 9項 乙は、入居審査時または本契約締結時に届け出た乙の緊急連絡人もしくは同居人、並びに家賃保証会社を除

く連帯保証人（入居中に変更されたときは変更後の者）に対して、本契約における乙の義務の履行が困難な状況に陥り、かつ、甲から乙に対する連絡手段が不通となった場合において、甲が本契約の解除を求めたときに乙に代わり本契約を解除する権限、並びに甲による本契約の解除の意思表示を受領する権限を予め授与しなければならないものとする。

第11条〔原状回復〕

- 1項 乙は、室内を原状回復の上（但し、通常の使用及び収益によって生じた本物件及び甲の家具・家電備品の損耗並びに経年変化によるものを除く）、甲に本物件を明け渡すものとする。
- 2項 乙は、乙の故意、過失等、以下各号に定められた乙の責めに帰すべき事由により本物件に与えた損傷の補修費用を金銭にて甲に支払うものとする。
 - 1号 乙の本契約に違反する行為により生じた室内の損傷
 - 2号 室内外の設備・備品の紛失、損傷
 - 3号 室内の壁・床・天井・建具等の破損による損傷
 - 4号 乙または同居人の死亡、事件、事故等による室内外の修繕等

第12条〔退去時清掃料金の支払い〕

- 1項 本契約締結時において、乙は、本物件の退去後にかかる室内清掃費用を負担する目的で、下記料金表に規定する退去時清掃費に別途消費税を加算した金額を甲に支払うものとする。なお、本物件に甲が備え付けた室内家具・家電備品がある場合は、家具・家電ありの料金に別途消費税を加算した金額とする。但し、甲が承諾したときに限り、乙は本物件を明け渡すときまでに退去時清掃費を甲に支払うものとする。
- 2項 前項の退去時清掃費により本物件の退去時に実施する清掃の内容は、別表1に定めるとおりとする。

【料金表】

間取り	料金（税別）	
	家具・家電なし	家具・家電あり
1R・1K・1SK・1DK	35,000 円	38,000 円
1SDK・1LDK・1SLDK 2K・2DK・2SDK	45,000 円	48,000 円
2LDK・2SLDK・3DK・3LDK 3SLDK・4DK・4LDK	52,000 円	55,000 円

第13条〔転貸等の禁止〕

- 1項 乙は、本物件の全部または一部について、賃借権を譲渡することはできないものとする。
- 2項 乙は、本物件の全部または一部について、転貸あるいは使用貸借等を行うことはできないものとする。
- 3項 乙は、乙及び同居人以外、在室名義を表示することはできないものとする。但し、同居人のみの在室名義を表示することはできないものとする。

第14条〔甲の利用解除事由（無催告解除）〕

甲は、乙または同居人が次の各号の内、何れか一に該当し、相互の信頼関係が著しく破壊された場合、催告することなしに直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 1号 利用料金を滞納した場合。
- 2号 利用料金の支払いをたびたび遅滞し、甲が、乙の支払能力がないと判断した場合。
- 3号 甲の事前の書面による承認を得ないで、居室内外の増改築及び模様替え、または敷地内及び共用部分への

工作物の設置をした場合。

- 4号 室内付帯設備及び敷地内の共用部分を故意または過失により、汚損、破損または滅失させた場合。
- 5号 本契約に係わり、乙が甲に提出した書類に虚偽の記載を行った場合。
- 6号 乙が無断で退室し、同居人のみが部屋を占有している場合。
- 7号 第1条に違反した場合。
- 8号 第13条に違反した場合。
- 9号 第18条の各号に該当し、または第20条に違反した場合。
- 10号 甲に無断で1か月以上不在となり、その間、乙またはその同居人から甲に対して連絡が無い場合。
- 11号 乙または同居人が逮捕等となった場合。
- 12号 その他乙または同居人が本契約に違反した場合。

第15条〔本契約の当然終了〕

次の各号が本物件に一でも生じた場合、本契約は当然に終了し、本契約終了により生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

- 1号 火災、天災、地災、その他、甲の責に帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できないとき。
- 2号 法令の制定改廃、行政指導、都市計画等による区画整理などによって、本物件が収用もしくは使用制限され、本契約を維持することができないとき。

第16条〔乙の解約申入れ〕

- 1項 乙が、本契約を期間終了前に解約しようとするときは、1か月前までに甲にその旨を甲の指定する書面または甲の指定する方法により通知し、その際届け出た契約終了日をもって、本契約は終了するものとする。但し、乙は、1か月分の利用料金に相当する額を違約金として甲に支払い、直ちに本契約を終了させることができるものとする。
- 2項 乙は、前項により定めた契約終了日までに第10条及び第11条に基づき、本物件を甲に明け渡すこととする。
- 3項 乙は、第1項に基づく解約予告をした後は、甲の同意無くして、これを撤回することはできないものとする。

第17条〔暴力団等反社会的勢力と関わりがないことの誓約〕

- 1項 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「暴力団等反社会的勢力」という）との関係または関与の事実がないことを誓約するものとする。なお、暴力団等反社会的勢力との関係または関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含むものとする。
 - 1号 自らの業務を執行する社員、取締役、執行役、本物件の入居者またはこれらに準ずる者、若しくは親子関係にある法人（以下本条においてこれらを総称して「関係者」という。）が暴力団、または暴力団員、もしくはこれらに準ずる者である。
 - 2号 暴力団等反社会的勢力が自らの関係者の経営に関与している。
 - 3号 自らの関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて、暴力団等反社会的勢力の維持または運営に協力または関与している。
 - 4号 自らの関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。
 - 5号 自らの関係者が公益に反し、社会的に批判を受ける事業を営んでいる。
 - 6号 自らの関係者が市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げている。

- 7号 自らの関係者が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けていること。
- 8号 自らの関係者が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い、または行っている疑いのあること。
- 9号 自らの関係者が貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者であること。

2項 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約するものとする。

- 1号 暴力的な要求行為
- 2号 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3号 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4号 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- 5号 その他前各号に準ずる行為

第18条〔暴力団等反社会的勢力の使用禁止と無催告解除〕

甲、乙または同居人が、次の各号に該当する場合は、甲または乙は、催告なくして本契約を解除することができるものとする。

- 1号 本物件の部屋・駐車場を暴力団または暴力団に類する反社会团体（以下、これらを総称して「暴力団等」という）の組事務所もしくはそれに準じる場所として利用した場合。
- 2号 自らの関与の有無に拘わらず、本物件の部屋・駐車場を賭博、売春、覚醒剤等犯罪行為に供用した場合。
- 3号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される風俗営業または同法律第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業のために本物件の部屋・駐車場を利用する場合。
- 4号 有害物質、爆発物その他の危険物質を取扱い、埋蔵、貯蔵、精製、輸送、加工、製造、生成、放出、投棄、移転またはその他の処分もしくは処理をするために本物件の部屋・駐車場を利用した場合。
- 5号 本物件の室内外を一見して、暴力団等の構成員またはその関係者として判断されるような服装態度で、大声を出す、徘徊、放歌等により近隣住民に不安を抱かせる行為をした場合。
- 6号 その他第17条の誓約に反していることが判明した場合、または反することになった場合。

第19条〔本物件への立ち入り（甲の管理権の行使）〕

- 1項 甲は、防犯、防火、衛生、保全その他管理上必要と判断した場合、乙もしくは乙の同居人、連帯保証人、親権者または緊急連絡人の立会いの下、室内に立ち入ることができるものとする。
- 2項 甲は、乙の長期の無断不在時、または建物保全、もしくは人命に関わる等、緊急を要し非常対策の為必要があると判断した場合、前項によらず、随時室内に立ち入ることができるものとする。
- 3項 乙は、以下各号の場合に備え、甲に予め届け出た緊急連絡人または家賃保証会社を除く連帯保証人に対し、本物件の鍵の開錠及び室内安否確認を行うことのできる権限（または家賃保証会社へその行為を許可することのできる権限）を委任するものとする。
 - 1号 自らが入居審査時に届け出た連絡手段が不通状況に陥ったとき
 - 2号 人命に関わる時
 - 3号 前2号の他、緊急を要し、非常対策の為に必要があると客観的に判断可能な状況にあるとき

第20条〔建物使用上の注意・禁止事項〕

- 1項 乙は、本物件を使用するにあたり、第9条に定める善管注意義務をもって使用し、建物の保全、衛生、防水、防音に注意し、また、近隣に迷惑を掛けないように、下記の事項を遵守することとし、第23条に定める鍵貸与時に「鍵引渡確認書」を甲に提出するものとする。
- 2項 ゴミ等の処理

- 1号 本物件からゴミ等の投げ捨てや、窓先・廊下・通路・ベランダなどに不要物・危険物・ゴミを放置しないものとする。
- 2号 乙は、ゴミ処理及び清掃について各自責任をもって行うものとし、本物件所在地域のルール、または清掃局等の指定するゴミ収集日に従うものとする。
- 3号 甲は、本物件専用ゴミ集積所のゴミに関して、賃貸人及び管理会社たる地位に基づき分別回収を実施する事を目的として、ゴミ収集のルール以外に投棄されたと認められるゴミ袋を開封し中身を確認する事ができるものとする。甲は、投棄されたゴミが甲の確認作業により、乙の不法投棄であると認められた場合、回収処理に要した諸費用全額を乙に対し請求できるものとする。
- 4号 乙は、ゴミなどを下水に流し、排水管を腐食させ、または詰まらせる行為をしないものとする。

3項 騒音の防止

- 1号 乙は、本物件利用に際し、談笑・テレビ・ラジオ・ステレオ・ゲーム等が騒音になって、他の利用者または、近隣の迷惑にならぬよう十分に注意するものとする。
- 2号 本物件での楽器の使用、麻雀は禁止とする。

4項 駐車・駐輪

- 1号 乙が、自動車・オートバイ・自転車等の車両を所有し使用する場合は、必ず駐車場または駐輪場を確保し、他の利用者並びに近隣住民に迷惑を掛けないものとする。
- 2号 乙に対しての来客者が、違法駐車・駐輪をした場合も、乙自身の管理責任とする。

5項 その他

- 1号 乙は、本物件で寝タバコをしたり、石油ストーブ、卓上コンロ等を使用しないものとし、火器等を本物件に持ち込まないものとする。
- 2号 乙は、本物件で部屋の内外の如何を問わず、犬猫類・鳥類・爬虫類等の動物を持ち込み、飼育をしないものとする。但し、ペット飼育許可物件において、第29条2項により甲が飼育を許可した場合は、この限りではない。
- 3号 乙は、甲の承諾なくして、本物件の鍵（錠前を含む）の改変または追加等により、甲及び管理者の管理業務を困難にならしめることをしないものとする。
- 4号 乙は、上記の他、本物件等に損害を及ぼすような行為をしないものとする。

第2.1条〔本物件の修繕負担及び責任〕

- 1項 本物件における契約期間中、次の各号に掲げる修理または交換は、乙の費用負担として行うことができるものとする。但し、第1号から第5号については、甲の承諾を必要とするものとし、第6号から第8号については、乙が自ら修繕するものとし、甲は修繕義務を負わないものとする。
 - 1号 玄関の鍵、錠前セット。
 - 2号 壁、天井、床、ジュータン等。
 - 3号 乙の責めに帰すべき事由により故障した電気製品、ガス器具。
 - 4号 建具、ガラスの破損、電気スイッチ等。
 - 5号 バス、トイレ等水周りの排水詰まり。
 - 6号 浴室等の小物類。
 - 7号 室内各種電球・電池交換。
 - 8号 その他第7号に規定するものに類する物。
- 2項 天災・地変等による本物件及び甲の家具、家電備品の損傷またはこれらの自然故障については、甲の負担で修理または交換するものとする。
- 3項 乙は、本物件の損傷または甲の家具、家電備品の損傷等、修繕を要する事実を発見したときは、遅滞なく、

甲に当該事実を通知する義務を負うものとし、甲による修繕・交換等に協力するものとする。

第22条〔各種届け出〕

- 1 項 乙は、次の各号に該当するときは、直ちに甲に対して甲が別途定める書式に基づく書面にて届け出るものとする。
 - 1 号 乙または同居人の連絡先等を変更する場合。
 - 2 号 乙が30日以上不在とする場合。
 - 3 号 連帯保証人または緊急連絡人の住所の変更、連絡先の変更。
- 2 項 乙は、緊急連絡人、または同居人及び同居人数を変更しようとするときは、直ちに甲に対して甲が別途定める書式に基づく書面にて届け出て、甲の承諾を求めるものとする。
- 3 項 乙は、連帯保証人が死亡、破産等資力を喪失したとき、直ちに甲に対して甲が別途定める書式に基づく書面にて届け出て、甲の承諾を得て、新たな連帯保証人を立てるものとする。
- 4 項 乙は、第1項及び第2項における同居人に関する変更の届け出をしようとするときは、同居人の氏名及び連絡先等の個人情報について、予め同居人本人に同意を得た上で甲に届け出することを表明・保証するものとする。

第23条〔鍵の貸与〕

- 1 項 乙は、本契約締結に際して、本契約により定められた鍵交換費または Smartlock システム登録手数料（以下、まとめて「鍵費用」という）を甲に支払うものとする。但し、甲が鍵費用を不要とした場合にはこの限りではない。
- 2 項 甲は、乙より支払いを受けた鍵費用について、本契約の契約期間開始日以降は返金しないものとする。
- 3 項 甲は、本契約の契約期間開始日以降において、乙に本物件の鍵を引渡すにあたり、甲より直接鍵を受領する者の身分証明書の写し（または甲の指定する方法によって鍵を受領する者の本人確認を行い）、「鍵引渡確認書」の提出（Smartlock によってお客様スマートフォン上のアプリにて鍵を受領する場合を除く）を受けて確認した上で、前記書面の全てと引換えに鍵を貸与するものとする。但し、甲の支店の休業日または水曜日は、鍵の引渡しを行わないものとする。

第24条〔抗菌施工〕

乙は、本物件の入居に先立って、乙の希望により、本物件の抗菌施工（有償）を甲に依頼することができるものとする。

第25条〔環境維持費〕

- 1 項 環境維持費とは、地域清掃・下水掃除にかかる費用及び自治会・町内会費等並びに支払い手数料等を含む費用をいう。
- 2 項 乙は、本契約期間中、本契約により定められた環境維持費を甲に支払うものとする。
- 3 項 乙は、環境維持費を本物件の利用料金と併せて甲に支払うものとする。
- 4 項 契約期間開始月及び契約期間終了月の環境維持費が1か月に満たない場合は、日割り計算にて算出するものとする。
- 5 項 第2項に基づき乙が甲に支払った費用と実費との過不足については、精算しないものとする。

第26条〔連帯保証人〕

- 1 項 本契約に際し、甲が連帯保証人を求めた場合において、乙は、甲の承諾する連帯保証人1名ないし2名（原

則として親権者または親族)を選定し、本契約の締結時まで立てるものとする。

- 2項 連帯保証人は、乙と連帯して法定更新、合意更新に拘わらず、本契約が存続する限り、本契約締結時に定められた月額利用料金の24か月分に相当する額を極度額として、本契約から生じる乙の債務を甲に対し負担するものとする。
- 3項 連帯保証人が負担する債務の元本は、以下のいずれかの事由が生じたときに確定する。
- 1号 甲が、連帯保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行または担保権の実行を申し立てたとき
 - 2号 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
 - 3号 乙または連帯保証人が死亡したとき
- 4項 連帯保証人は、乙が本契約に際し、印鑑証明書原本及び運転免許証、パスポート等、身分を証明する書類の写しを甲に提出するものとする。
- 5項 乙は、以下各号に該当するときは、甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。この場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第2項に定める義務を負うものとする。
- 1号 連帯保証人が死亡したとき
 - 2号 連帯保証人が破産等資力を喪失したとき
 - 3号 連帯保証人の負担した債務の金額が第2項に定める極度額に達したとき
 - 4号 連帯保証人として適当でないと甲が認めたとき
- 6項 本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならないものとする。
- 7項 連帯保証人は、本契約にかかる連帯保証契約は、連帯保証人の電磁的記録上での署名をもって成立することを確認するものとする。

第27条【特約条項】

- 1項 乙が、本契約期間中において契約期間開始日より起算し、1年以内に本契約を解約し、または解除された場合、第16条1項の違約金とは別に、甲は乙に本契約における1か月分の家賃に相当する額を違約金として請求できるものとする。なお、本契約を更新した場合、更新後の契約期間には本条項は適用されないものとする。
- 2項 本契約において、乙は甲の提供する「レオパレスポイントサービス」を受けられないことを予め承諾する。

第28条【個人情報の取扱い】

- 1項 乙は、住所、氏名などの個人情報を甲が本物件の所有者に開示することを予め承諾するものとする。
- 2項 本契約における乙の個人情報の取扱いについては、本条項のほか、甲のプライバシーポリシー及び甲が別途交付する「個人情報の取扱いについて」に従うものとする。

第29条【ペット飼育特約】

- 1項 本物件がペット飼育許可物件の場合、甲乙間において別紙のペット飼育特約合意書を取り交わすものとする。
- 2項 本物件内でのペットの飼育は、乙のペット飼育許可申請書の提出及び甲の許可をもってペットの飼育を認めるものとする。
- 3項 第1項の場合、乙は自己のペット飼育の有無に拘わらず、本契約締結時にペット共生料金として家賃1か月分を甲に支払うものとする。

4項 前項のペット共生料金は、本契約締結日以降、契約期間開始の前後に拘わらず返金しないものとする。

第30条〔遅延損害金の負担〕

- 1項 乙は、第7条における利用料金の支払いを遅延した場合は、再請求手続き及び督促に伴う事務手数料として、1回の請求につき477円に別途消費税を加算した金額を本物件の利用料金と併せて、甲に支払うものとする。
- 2項 乙は、第7条における利用料金の支払いを遅延した場合は、口座振替日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（但し、1年を365日とする。）を乗じた額の遅延損害金を本物件の利用料金と併せて、甲に支払うものとする。
- 3項 乙は、第10条における解約清算金の支払いを遅延した場合は、契約終了日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（但し、1年を365日とする。）を乗じた額の遅延損害金を本契約の解約清算金と併せて、甲に支払うものとする。

第31条〔貸室の付帯設備の利用等に関する条項〕

- 1項 乙は、本物件が売却または競売等によりその所有者が変更された場合、もしくは所有者と甲との間の賃貸借契約が合意解除された場合、本契約の賃貸人たる地位が当該所有者に変更されることを予め承諾するものとする。
- 2項 乙は、甲乙間において本契約が存続する期間中に限り、甲が本物件内に備え付けた家具、家電及びLEONET利用の為の端末設備その他付帯設備（以下、「本付帯設備」という）を利用することが出来るものとする。
- 3項 乙または同居人は第1項の場合、甲により備え付けられた本付帯設備を使用できなくなる場合があることを予め承諾するものとする。
- 4項 乙は、本契約が終了した場合及び甲が本契約の賃貸人たる地位を離脱し、本契約の賃貸人の地位が甲から第三者に移転した場合、直ちに甲に対して、本付帯設備を返還しなければならないものとする。
- 5項 乙は、前項後段に規定する本契約の賃貸人の地位が甲から第三者に移転した場合において、本付帯設備と同一内容の動産の利用を希望し、かつ、甲の管理にかかる本物件以外の他の物件につき甲と賃貸借契約の締結を希望するときは、甲乙協議の上、新たな賃貸借契約を締結することができるものとする。

第32条〔本物件の修繕等〕

- 1項 甲は、本物件を賃貸するにあたり、以下に定める事項を行うことができるものとする。
- 1号 本物件の修繕
- 2号 安全性や利便性向上等のサービス向上のための設備等、または法令等で設置が求められる設備等の設置・交換または撤去
- 3号 乙が本物件を家電製品と併せて借り受けた場合で、甲の手配により室内に家電製品が設置されている場合、その修繕、保守、定期的な交換
- 4号 乙が本物件を家具と併せて借り受けた場合で、甲の手配により室内に家具が設置されている場合、その修繕、保守
- 5号 その他関連する一切の事項
- 2項 甲が前項の各号に定める事項を行う場合、甲は乙及び同居人に立会い等の協力を求めることが出来るものとし、乙はこれに協力するものとする。

第33条〔一部滅失等による利用料金の減額〕

- 1項 本物件の一部が滅失その他の事由により使用することができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、乙は甲に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。この場合、本物件の利用料金は、本条第2項乃至第3項に従い、その使用することができなくなった部分について、その割合及び使用することのできなかつた期間に応じて減額されるものとする。
- 2項 前項の場合、乙が甲に対し通知を遅滞した期間、並びに乙の都合により甲が修繕することができなかつた期間は、利用料金は減額されないものとする。
- 3項 本条に基づき減額する割合、期間、その他の必要事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第34条〔駐車場の利用〕

1項 利用の目的

乙は、本契約に駐車場の利用が含まれている場合、または追加契約を行った場合には、次項からの約定により、本駐車場を利用できるものとする。

2項 車両及び場所の限定

- 1号 乙は、本契約により定められた駐車区画以外の場所へ車両を駐車することはできないものとする。
- 2号 乙は、審査申込時に届け出た、または同居人申請書に記載された車両以外の車両を駐車することはできないものとする。

3項 利用期間

本駐車場の利用期間は、本契約により定められた駐車場の契約期間のとおりとする。

4項 利用料金及び支払方法

本駐車場の利用料金は、本契約により定められたとおりとし、乙は本物件の利用料金と併せて甲に支払うものとする。

5項 駐車場の中途解約

- 1号 甲または乙は、本契約期間中であっても書面で本駐車場解約の通知を相手方にすることにより、本契約のうち、貸室の利用契約（以下「貸室利用契約」という）を解除せず、本契約のうち、駐車場の利用契約（以下「駐車場利用契約」という）のみを解約できるものとする。
- 2号 前号の場合、本駐車場の利用は、解約の通知が相手方に到達した日の翌月の末日をもって終了するものとする。

6項 駐車場利用契約の終了

- 1号 本契約が終了した場合は、駐車場利用契約も何らの通知なくして当然に終了するものとする。
- 2号 理由の如何に拘わらず、駐車場利用契約が終了した場合、乙は甲に対し、直ちに本駐車場を明け渡さなければならないものとする。
- 3号 駐車場利用契約が終了したにも拘わらず、乙が本駐車場の明け渡しをしなかつた場合、乙は解約日の翌日以降、本駐車場明け渡し完了日まで、本契約により定められた駐車場利用料金の2倍相当分を損害金として日割り計算し、甲に支払うものとする。

7項 駐車場利用契約の解除

乙が次の各号の一に該当した場合、甲は、駐車場利用契約のみを解除できるものとする。

- 1号 乙が甲の承認を得ないで転貸したとき。
- 2号 乙が本契約に違反したとき。

8項 善管注意義務

乙は本条に基づき、善良なる管理者の意識と注意をもって、本駐車場を利用するものとする。

9項 損害賠償義務

乙またはその代理人、同居人、運転者、同乗者が故意または過失により、本物件施設、駐車場内の施設、機械装置及び他の車両もしくは、第三者の身体、財産に損害を与えた場合、乙は、自己の責任と費用により損害賠償をしなければならないものとする。

10項 報告義務

乙は、以下各号に該当する場合、甲に対し直ちに甲に報告しなければならない。

- 1号 前項により損害を与えた場合。
- 2号 本駐車場内においてその他問題事項があった場合。

11項 免責事項

- 1号 甲は、乙に対し、車両の盗難、車上荒らし、車両に対するいたずら、駐車区画に対する第三者の占拠、第三者による駐車経路の閉鎖等により乙に損害が生じたとしても、一切の補償及び損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 2号 当駐車場において甲の責めに帰すべき事由により生じた事故等により乙に損害が生じ、甲が損害賠償責任を負担する場合でも、甲の負う責任は、月額駐車場利用料金の10か月分を限度とする。但し、甲に故意または重過失がある場合には、この限りではない。

12項 車庫証明

乙が、乙の都合により、甲に「保管場所使用承諾証明書」の発行を希望する場合、甲に発行手数料として3,334円に別途消費税を加算した金額を支払うものとする。

13項 遵守事項

乙は、本駐車場の利用にあたり、次の各号を遵守するものとする。

- 1号 申請した車両以外の駐車及び他区画の使用または他区画へのはみ出し、駐車場内の通路、出入り口、並びに隣接する公道・私道への駐車は行わないものとする。
- 2号 火気使用またはその他危険行為等は行わないものとする。
- 3号 タイヤ・ホイール・タバコの吸い殻、その他のゴミの投げ捨てや放置をしないものとする。
- 4号 エンジンの空吹かしやステレオ等の騒音により、他人に迷惑をかける行為はしないものとする。
- 5号 整備（オイル交換等）や洗車は行わないものとする。
- 6号 建物外壁に隣接する駐車場の場合、外壁に排気筒を向けて駐車をしないものとする。
- 7号 不法改造車両の駐車は行わないものとする。
- 8号 車両の変更があった場合、乙は直ちに甲に届け出を行うものとする。
- 9号 長時間にわたって排気ガスを放散させないものとする。
- 10号 その他、近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為は行わないものとする。
- 11号 本駐車場の除雪作業は乙の責任と費用にて行うものとする。
- 12号 ペットの飼育はしないものとする。
- 13号 アパートの共用水道・電気の使用はしないものとする。
- 14号 駐車場内における車両の制限速度は5km/hとし、最徐行にて走行するものとする。

第35条【トランクルームの利用】

1項 利用の目的

乙は、本契約にトランクルームの利用が含まれている場合、または追加契約を行った場合には、次項からの約定により、本トランクルームを利用できるものとする。

2項 場所の限定

本トランクルームの場所は、本契約により定められたとおりとする。

3項 利用期間

本トランクルームの利用期間は、本契約により定められたTRの契約期間のとおりとする。

4項 利用料金及び支払方法

本トランクルームの利用料金は、本契約により定められたとおりとし、乙は本物件の利用料金と併せて甲に支払うものとする。

5項 トランクルームの中途解約

- 1号 甲または乙は、本契約期間中であっても書面で本トランクルーム解約の通知を相手方にすることにより、本契約のうち、貸室利用契約を解除せず、本契約のうち、トランクルームの利用契約（以下「トランクルーム利用契約」という）のみを解約できるものとする。
- 2号 前項の場合、本トランクルームの利用は、解約の通知が相手方に到達した日の翌月の末日をもって終了するものとする。

6項 トランクルーム利用契約の終了

- 1号 貸室利用契約が終了した場合は、トランクルーム利用契約も何らの通知なくして当然に終了するものとする。
- 2号 理由の如何に拘わらず、トランクルーム利用契約が終了した場合、乙は甲に対し、直ちに本トランクルームを明け渡さなければならないものとする。
- 3号 前号に拘わらず、乙が本トランクルームに保管物を残置する場合、乙は当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、甲が処分したとしても、一切の異議を述べないものとする。なお、廃棄処分に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 4号 トランクルーム利用契約が終了したにも拘わらず、乙が本トランクルームの明け渡しをしなかった場合、乙は解約日の翌日以降、本トランクルーム明け渡し完了日まで、本契約により定められたトランクルーム利用料金の2倍相当分を損害金として日割り計算し、甲に支払うものとする。

7項 トランクルーム利用契約の解除

乙が次の各号の一に該当した場合、甲は、トランクルーム利用契約のみを解除できるものとする。

- 1号 乙が甲の承認を得ないで転貸したとき。
- 2号 乙が本契約に違反したとき。

8項 善管注意義務

乙は本条に基づき、善良なる管理者の意識と注意をもって、本トランクルームを利用するものとする。

9項 損害賠償義務・報告義務

乙またはその代理人、同居人が故意または過失により、本トランクルーム内の施設等に損害を与えた場合、乙は、自己の責任と費用により損害賠償をしなければならないものとする。また、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するものとする。

10項 免責事項

- 1号 甲は、乙に対し、本トランクルーム内の保管物の盗難等により乙に損害が生じたとしても、一切の補償及び損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 2号 当トランクルームにおいて甲の責めに帰すべき事由により生じた事故等により乙に損害が生じ、甲が損害賠償責任を負担する場合でも、甲の負う責任は、月額トランクルーム利用料金の10か月分を限度とする。但し、甲に故意または重過失がある場合には、この限りではない。

11項 遵守事項

乙は、本トランクルームの利用にあたり、次の各号を遵守するものとする。

- 1号 本トランクルームに人や生物を閉じ込める等の行為や居住する行為はしないものとする。
- 2号 乙の契約した指定場所以外の利用はしないものとする。
- 3号 灯油、ガソリン等の発火性の有るもの、生鮮品、異臭を放つもの、その他甲が保管にふさわしくないと判

断した物の保管は行わないものとする。

- 4号 本トランクルーム内で火気の使用またはその他危険行為等は行わないものとする。
- 5号 貴重品の保管は行わないものとする。
- 6号 本トランクルーム内でペットの飼育はしないものとする。
- 7号 その他、近隣もしくは他の者に迷惑となる行為はしないものとする。
- 8号 トランクルームの除雪作業は乙の責任と費用にて行うものとする。
- 9号 アパートの共用水道・電気の使用はしないものとする。

第36条〔合意管轄裁判所〕

乙及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合には、本物件住所地の裁判所に加え、別表2のと通りの共通の裁判所並びに本物件所在場所の都道府県毎に定めるエリア別裁判所の両方を管轄裁判所とすることに合意する。

第37条〔準拠法〕

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第38条〔税制の法改正〕

法令の改正等により消費税率の変更やその他の税制の変更等が行われたときは、本契約に定める各料金は改正後の税率を適用するものとする。

第39条〔規定外事項〕

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲乙は各々信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

別表1

部位	箇所	作業内容
居室・廊下	壁	クロス 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去 (汚損の場合、必要に応じて一部の張替えを実施)
		巾木・長押・廻縁 洗剤を使用した拭き掃除(水拭き・空拭き等)
	床	絨毯 掃除機等を使用した清掃(ベットの移動) (汚損の場合、必要に応じて張替えを実施)
		フローリング 掃除機等を使用した清掃(ベットの移動) 洗剤を使用した拭き掃除(水拭き・空拭き等)
		CF 掃除機等を使用した清掃 洗剤を使用した拭き掃除(水拭き・空拭き等) (汚損の場合、必要に応じて張替えを実施)
		ロフト 掃除機等を使用した清掃 洗剤を使用した拭き掃除(水拭き・空拭き等)
	建具	ドア 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
		下駄箱・収納 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
	サッシ	ガラス・サッシ枠 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
		網戸 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
水廻り	キッチン	シンク 洗剤を使用した拭き掃除・水垢取り・防カビ処理
		給排水部 排水トラップをはずした排水口のゴミ取り・水垢取り
		コンロ 油落とし・錆落とし・焦げ落とし
		換気扇 油落とし・錆落とし・焦げ落とし・埃落とし
	浴室	湯船・洗面台 洗剤を使用した拭き掃除・水垢取り・防カビ処理
		シャワーヘッド・ホース 洗剤を使用した拭き掃除・水垢取り・防カビ処理
		給排水部 排水トラップをはずした排水口のゴミ取り・水垢取り
	トイレ	便器・便座 洗剤を使用した拭き掃除・ブラッシング・尿石除去
		換気扇 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
	防水パン	本体 洗剤を使用した拭き掃除(洗濯機は移動)
付帯設備	エアコン	カバー・フィルター・リモコン 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
		ドレインホース ホース内の詰まり抜き
	インターフォン	本体 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
	照明	カバー内 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
その他	ベランダ	人工芝 枯葉除去および水洗い
		排水溝 枯葉・苔・泥等の除去
		パーテーション 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
	備品	洗濯機 洗濯機ゴミ取りネット清掃
		各種 洗剤を使用した拭き掃除・埃除去
	全体	シール剥がし 不要なシール剥がし

別表2

所在する 都道府県	エリア別裁判所 (簡易裁判所・地方裁判所)	所在する 都道府県	エリア別裁判所 (簡易裁判所・地方裁判所)
北海道	札幌、仙台	滋賀県	大阪、京都
青森県	仙台	京都府	大阪、京都
岩手県	仙台	大阪府	大阪
宮城県	仙台	兵庫県	大阪、神戸
秋田県	仙台	奈良県	大阪、京都
山形県	仙台	和歌山県	大阪
福島県	仙台、宇都宮	鳥取県	広島、岡山
茨城県	東京、水戸	島根県	広島、岡山
栃木県	東京、宇都宮	岡山県	広島、岡山
群馬県	東京、前橋	広島県	広島、岡山
埼玉県	東京、大宮(簡易)、さいたま(地方)	山口県	広島、岡山
千葉県	東京、千葉	徳島県	広島、岡山、高松
東京都	東京	香川県	広島、岡山、高松
神奈川県	東京、横浜	愛媛県	広島、岡山、高松
新潟県	東京、前橋	高知県	広島、岡山、高松
富山県	名古屋、金沢	福岡県	福岡
石川県	名古屋、金沢	佐賀県	福岡
福井県	名古屋、金沢	長崎県	福岡
山梨県	東京	熊本県	福岡
長野県	東京	大分県	福岡
岐阜県	名古屋、金沢	宮崎県	福岡
静岡県	名古屋、静岡	鹿児島県	福岡
愛知県	名古屋	沖縄県	福岡
三重県	名古屋	共通	東京

< 車 輛 申 請 欄 >

車 輛 情 報	メーカー			車種	
	色		車両ナンバー		

< 同 居 人 申 請 欄 >

同 居 人 1	氏名 / 姓	/			
	性別		続柄		生年月日
	電話番号				国籍

(甲) 住 所 東京都中野区本町2-54-11

氏 名 株式会社レオパレス21 プロパティマネジメント部長プロパティマネジメント部長 印 (2023年8月19日 16:41 GMT+9)

(乙) 住 所

氏 名 小川 学小川 学 (2023年8月18日 17:13 GMT+9)

(連帯保証人) 住 所

氏 名

印

支払事実申立書（議員用）

次の支払いについて、領収書等の要件を一部満たしていませんが、柏市政務活動費交付条例第13条第3項の規定により、支払事実には相違ないことを申し立てます。

1 支払年月日

年 月 日（ 令和6年4月 ～ 令和6年7月分）

2 支払金額

48,547円（2分の1按分後 24,272円）

3 支払先

- ①ソフトバンク
- ②楽天モバイル
- ③レオパレス

4 支払内容

- ①携帯電話、ネット
- ②インターネット
- ③インターネット

5 理由

①口座引落しのため、明細書で対応

②クレジット払いのため、明細書で対応

③レシートのため宛名・領収印が無い

④その他（ ）

令和 6年 9月12日

議員名 小川 学